

第84回九都県市首脳会議の結果について

本日、次のとおり第84回九都県市首脳会議が開催されましたので、その結果について別添のとおりお知らせします。

1 日時

令和5年10月31日（火）13時30分～15時20分

2 会場

横浜ベイホテル東急（神奈川県横浜市西区みなとみらい2-3-7）

3 出席者

埼玉県知事	大野 元裕
千葉県知事	熊谷 俊人
東京都知事	小池 百合子
横浜市長	山中 竹春
川崎市長	福田 紀彦
千葉市長	神谷 俊一
さいたま市長	清水 勇人
相模原市長	本村 賢太郎
神奈川県知事	黒岩 祐治（九都県市首脳会議座長）

4 結果概要

九都県市首脳会議における合意事項・決定事項は、別添「結果概要」をご覧ください。

第84回九都県市首脳会議の結果概要

令和5年10月31日

九都県市首脳会議

1 意見交換に係る合意事項

(1) 首脳提案

ア 水素社会の実現に向けた取組の推進について

脱炭素化に向けて、産業等が集積する九都県市では、水素等の次世代エネルギーへのエネルギー構造の転換が必要となる。水素の社会実装には、サプライチェーン構築や新たな需要創出に向けた国の着実な支援に加え、既存法令の整理・明確化といった環境整備が不可欠であることから、九都県市としての意見を取りまとめ、**別紙1**のとおり、国に対して要望を行うこととした。

イ クビアカツヤカミキリによる被害の防止について

クビアカツヤカミキリによる被害は、自治体の境界によらない広域的な問題であることから、九都県市が一体となって取り組むことが効果的である。

そこで、九都県市が連携して早期発見と防除の取組について検討を行うこととした。

ウ 放課後児童クラブの整備と質の向上について

共働き家庭等の「小1の壁」を解消し、保護者が安心して就労等ができるよう、放課後児童クラブの整備等が必要不可欠である。また、保護者の就労にかかわらない幅広い児童の受け入れや、多様な活動の実施・充実、児童が放課後を安全・安心に過ごすための環境を整えることが求められていることから、九都県市としての意見を取りまとめ、国に対して要望を行うこととした。

なお、会議における議論を踏まえ、別紙2の文案から、一部修正を行うこととした。（確定次第、九都県市首脳会議ホームページへ掲載する。）

エ マンションにおける防災力の向上について

九都県市における人口の半数がマンション等の共同住宅に居住している中、大規模な地震が発生した際に適切な防災行動をとりうるマンションを増やし、被災後も住民が安心して在宅避難等を継続していくためには、さらなる防災上の備えの推進が必要である。そこで、九都県市として意見を取りまとめ、**別紙3**のとおり、国に対して要望を行うこととした。

オ 農地及び農林業用施設の災害復旧のための支援の拡充について

自然災害が激甚化する中、食料の安定供給や国土保全の重要な基盤である農地

及び農林業用施設の災害復旧については、被災現場の地理的条件や、被災者支援を優先する必要性等から、国の補助制度活用のための被害報告を発災後迅速かつ的確に行うことが困難な状況である。そこで九都県市としての意見を取りまとめ、**別紙4**のとおり、国に対して要望を行うこととした。

カ 介護保険制度の安定的な運営に向けた財政基盤の強化等について

高齢者人口の更なる増加が見込まれる中、高齢者の保険料に対する負担感は増大している一方、介護人材の不足はますます深刻となっている。介護保険制度の持続的な運営に向け、被保険者の保険料を抑制する財政措置及び介護人材の処遇改善等を早急に講じる必要があることから、九都県市としての意見を取りまとめ、**別紙5**のとおり、国に対して要望を行うこととした。

キ 新興感染症対策への実効性ある支援について

人口が集中する首都圏において、新興感染症への適切な対応を実施するためには、地域の実情に応じて、都道府県や市区町村が独自に実施する取組も含め、十分な財政措置を講じる等、真に実効的な財政措置とする必要があるため、九都県市としての意見を取りまとめ、**別紙6**のとおり、国に対して要望を行うこととした。

ク 緑地保全制度の拡充について

緑は、潤いのある生活環境を形成するだけでなく、地球温暖化の防止、生物の生息環境の確保、防災性の向上などの様々な機能を有し、その重要性が再認識されているが、既存の国制度や地方自治体の施策のみでは緑地の維持が困難になる事例も生じていることから、九都県市としての意見を取りまとめ、**別紙7**のとおり、国に対して要望を行うこととした。

2 協議に係る合意事項

(1) 地方分権改革の推進に向けた取組について

今後の地方分権改革が、個性豊かで活力に満ちた地域社会を実現するという基本理念を貫徹し、真の分権型社会の実現に向けて確実に推進されるよう、九都県市としての意見を取りまとめ、**別紙8**のとおり、国に対して要求を行うこととした。

また、会議での議論を受け、国の経済対策における、定額減税実施に際しての地方行財政への配慮について、九都県市として国に対して別に要求を行うこととした。なお、要求内容は、後日できる限り速やかに確定させることとした。

3 報告事項

(1) 首都圏問題について

首都圏の再生等に向けて、国の大都市圏制度等に関する動向を注視するとともに、構成員で情報交換を行った。引き続き、国の動向に注視しつつ、必要に応じ

て、共同の取組を進めることとした。

(2) 廃棄物問題対策について

ア 消費者の資源利用に係る意識向上を図るため、事業者と連携したキャンペーン等の普及啓発活動を行うとともに、食品ロスの現状や課題について広く周知するため、冊子や動画、環境イベントを活用した啓発を行った。

イ 低濃度PCBの期限内処理及び小型充電式電池の適正処理に係る周知啓発について、ウェブ広告及びリーフレット等の作成に向けて検討を行った。今後は、ウェブ広告及び環境イベントにおけるリーフレット配布等により周知啓発を行う。

ウ 有用な情報の提供を行うため、ウェブサイト上の廃棄物の適正処理に係る情報及びQ&Aの充実化に向けて九都県市間での意見交換を行った。今後は、意見交換の内容を踏まえて充実させる。

エ 各種リサイクル法、プラスチック資源循環法、廃棄物処理法等に関する問題点について課題を整理し、国への要望事項を検討した。今後は、検討した事項について、国に対して制度改正等の要望を行う。

(3) 環境問題対策について

(地球環境の保全について)

ア 省エネ・節電の呼びかけや、再生可能エネルギーの普及啓発及び脱炭素社会実現に向けた国への要望を実施した。今後も、効果的な普及啓発活動を展開することとした。

環境分野における国際協力については、引き続き、JICA等の関係機関と連携して取組を進めていくこととした。

(大気環境の更なる改善に向けた対策の推進について)

イ 光化学オキシダント及びPM_{2.5}対策として、その原因物質であるVOCの排出削減に向けた啓発活動等の取組を実施した。引き続き、広域的に連携した取組を進めていくこととした。

ウ 自動車排出ガス対策として、引き続き、ディーゼル車の運行規制に係る取組や低公害車指定制度の運用を行うとともに、エコドライブの普及に係る効果的な取組を検討・実施することとした。

(東京湾水質改善について)

エ 東京湾環境一斉調査の継続・発展により、東京湾再生への関心を醸成するとともに、調査結果を基に富栄養化対策の検討を進めることとした。また、東京

湾底質調査の取りまとめ及び公表を行うとともに、底質改善対策の効果の検証等への活用を図ることとした。

(緑の保全、創出施策について)

オ 各都県市の事業改善や新規実施につなげていくために、引き続き各都県市の調査・情報交換を行うこととした。また、都市の動向や実情を踏まえた財政支援策の拡充等に関する国への要望活動を引き続き行うこととした。

(4) 防災・危機管理対策について

ア 地震防災・危機管理対策について

首都圏における地震防災対策や国民保護の推進に必要な項目について、令和5年7月に国に提案活動を行った。また、災害時帰宅支援ステーションにかかるリーフレット等を配布し、啓発活動を実施したほか、職員育成のため、国民保護に関するセミナーへの参加や防災人材育成の実施に向けた検討を進めた。

首都圏における地震防災対策や国民保護の推進に必要な項目について、引き続き国に提案活動を行っていく。また、災害時帰宅支援ステーションにかかるリーフレット等の配布や職員育成のための国民保護に関するセミナーへの参加並びに防災人材育成の実施に向けた検討を進めていく。

イ 合同防災訓練等について

東日本大震災等の課題、教訓及びこれまで実施した合同防災訓練の成果等を踏まえ、令和5年9月1日及び防災週間等を考慮した適切な日に、「第44回九都県市合同防災訓練」を実施した。

今後は、「第45回九都県市合同防災訓練」及び「第12回九都県市合同防災訓練・図上訓練」の実施に向けて検討を行う。

ウ 新型インフルエンザ等感染症対策について

引き続き、各都県市における新型インフルエンザ等感染症対策に係る実施状況について情報共有等を行う。

(5) 首脳会議で提案された諸問題について

ア アクアライン通行料金引き下げを含む首都圏の高速道路について

首都圏の高速道路料金については、三環状の整備の進展を踏まえ、平成28年4月から対距離制を基本とした利用重視の料金体系へ移行されたところである。

本研究会では、これまで首都圏の高速道路の料金施策等に関して、国等の動向を注視しつつ、情報共有・意見交換を行ってきた。

今後も、引き続き、新たな高速道路料金導入後の動向に注視しつつ、首都圏の高速道路網の利用状況の把握に努め、適宜情報共有を図っていく。

イ リチウムイオン電池の分別排出の徹底について

リチウムイオン電池の分別排出の徹底に向けて、各都県市における取組状況や課題等について情報共有するとともに、九都県市で連携して、消費者に対し啓発活動を行うこととした。今後は、引き続き、取組内容の検討を進め、消費者の意識や行動の変化を促すため、リーフレット・ウェブ広告媒体等を作成して、消費者に対する啓発を実施していく。

ウ 風しん撲滅に向けた九都県市共同での取組について

引き続き、各都県市における「風しんの追加的対策」を踏まえた取組みや独自の対策等の状況について情報共有等を行う。

エ 気候変動に対応した豪雨対策について

これまでの豪雨対策に関わる取組状況や知見、将来の気候変動の影響を踏まえた対策の検討状況及び課題等を共有した。また、検討会で作成した豪雨対策に関する事例集の活用や、九都県市で連携して広報の取組を行うこととした。

第84回九都県市首脳会議への報告をもって、本検討会は終了するが、引き続き各都県市の取組を進めるとともに、適宜情報共有を行うなど、連携を図っていく。

オ 道路空間の有効活用による賑わい創出の取組について

道路空間を活用した先進事例の収集や現地視察会を通して、知見や課題の共有を図るとともに、警察と意見交換の場を設け、道路空間の有効活用にあたっての助言を受けた。引き続き、知見等の情報を共有するとともに、課題解決手法の検討などを進めていく。

カ 住宅団地再生に向けた取組について

九都県市の現状や課題等を調査・とりまとめの上、検討会を開催し、事前調査結果をもとに「高経年集合住宅団地における再生（活性化）事例集」を作成することを確認し、今後の取りまとめの方向性について協議した。

キ 広告宣伝車の規制について

九都県市における広告宣伝車の規制内容と走行実態を共有するとともに、広告宣伝車の規制のあり方や広告宣伝車の課題について検討を行った。

引き続き九都県市で検討を進め、検討結果を踏まえ、広告宣伝車に対する取組などについてまとめる。

(6) 「九都県市のきらりと光る産業技術」について

別紙9のとおり、本日、第84回九都県市首脳会議に先立ち、首都圏の優れた企業及びその産業技術を首都圏共通の財産として紹介し、表彰した。

4 その他

(1) 福島県支援について

震災から 12 年が経過したが、根強く残る風評被害の払拭など課題もあるため、引き続き、九都県市が一体となって支援を継続していくことが重要である。そこで、福島県による安全への取組や漁業従事者の声の紹介、首脳による試食を通じて、福島県産品の魅力発信や消費拡大に協力した。

(2) 復興まちづくり動画・復興デジタルアーカイブの公開について

東京都から、関東大震災の発生から 100 年の節目の取組の一環として、都が制作した「復興まちづくり動画」や「復興デジタルアーカイブ」について、九都県市で活用し、各自治体の住民に対して防災都市づくりの重要性への理解を促していきたいとの発言があった。

(3) 九都県市首脳による緊急人道アピールについて

中東のパレスチナ・ガザ地区をめぐる情勢の緊迫、深刻化を受け、九都県市首脳会議として、緊急人道アピールを実施することについて提案がなされ、実施することとした。なお、アピール内容については、後日できる限り速やかに確定させることとした。

5 次回は、令和 6 年春、千葉県主催で開催する。

水素社会の実現に向けた取組の推進について

自然災害の頻発化・激甚化といった気候変動問題への対応は世界共通の課題となっており、2050年カーボンニュートラルの実現に向けて、水素等の次世代エネルギーの利活用が必要不可欠である。

国は令和5年2月に閣議決定された「GX実現に向けた基本方針」において、GXに向けた脱炭素の取組として、水素・アンモニアの導入促進を明記しており、産業振興や雇用創出など日本経済への貢献につながるよう、戦略的に制度構築やインフラ整備を進めることとしている。また、令和5年6月に「水素基本戦略」を改定し、今後15年で官民で15兆円を超える投資を行うことや、2040年の水素の利用量を現在の6倍となる年間1,200万トン程度に引き上げる新たな目標を盛り込むなど、水素社会の早期実現に向けた取組を進めている。

今後、国の戦略等に基づき、水素等の次世代エネルギーが地域で実装されていくことが想定されるが、水素等の普及拡大に向けては、既存燃料等との価格差の縮小、供給インフラ整備、更なる技術開発など、国による着実な支援制度のもとに安定した供給体制の構築が必要である。

また、ガス事業法、高圧ガス保安法、電気事業法など水素等に適用される既存法令の整理、明確化や、保安規制の合理化・適正化など、水素社会を安全、安心な形で早期に実現するためにも、法整備、技術基準の確立等の環境整備が望まれる。

今後、大都市圏を中心に水素等の大規模拠点、中規模拠点が合わせて8か所程度整備される具体的な方針が示されているが、全国人口の約3割を擁し、都市機能や産業等が集積するエネルギーの大消費地である九都県市は、エネルギー構造を水素等の次世代エネルギーへ大規模に転換することで、産業競争力強化、経済成長、国の脱炭素化を同時に大きく進展させるポテンシャルを持つ地域である。

水素等の大規模拠点として九都県市に効果的な供給網をいち早く構築し、国の政治、経済の中心をなす地域として水素社会の実現をけん引することが重要である。

そこで、以下の2点を要望する。

- 1 水素基本戦略で示される大規模サプライチェーン構築に向けた価格差支援、大規模拠点整備支援など、水素等の社会実装に向けた支援を着実に実施するとともに、水素社会の到来を見据え先駆的に水素利活用に挑戦する需要家の設備導入等を後押しするための支援を拡充すること。
- 2 水素社会を安全・安心な利用環境のもとに早期に実現するため、水素の供給、貯蔵、また需要側で利活用するために必要となる、法整備、技術基準等の確立を早急に進めること。

令和5年 月 日

経済産業大臣 西村 康 稔 様

九都県市首脳会議

座長	神奈川県知事	黒岩 祐治
	埼玉県知事	大野 元裕
	千葉県知事	熊谷 俊人
	東京都知事	小池 百合子
	横浜市 市長	山中 竹春
	川崎市 市長	福田 紀彦
	千葉市 市長	神谷 俊一
	さいたま市長	清水 勇人
	相模原市長	本村 賢太郎

放課後児童クラブの整備と質の向上について（案）

国は、「こども未来戦略方針」において、希望する誰もが子どもを持ち、安心して子育てができる社会、そして、子どもたちが、いかなる環境、家庭状況にあっても分け隔てなく大切にされ、育まれ、笑顔で暮らせる社会を目指すべき社会の姿と位置付け、こどもまんなか社会に向けた、各種施策を推進している。一方で、近年の女性就業率の上昇等により、更なる共働き家庭の増加が見込まれ、子どもの小学校入学とともに、保育所等に代わる預け先がなくなる、いわゆる「小1の壁」が課題となっている。

小1の壁を解消し、保護者が安心して就労等ができるようにするとともに、遊びや生活を通じたさまざまな交流や助け合いなどにより、子どもの健全な成長・発達を保障し、その自立を支援する場所となる放課後児童クラブの整備が必要不可欠である。

国は、「新・放課後子ども総合プラン」を策定し、約30万人分の受け皿を整備することなどを目標に掲げているが、当該プランは今年度末が終期となっている。放課後児童クラブの登録児童数が過去最高を更新する中、待機児童数は令和4年5月1日時点で約15,000人と、依然として解消しておらず、放課後児童クラブの追加的な整備が求められている。

また、放課後児童クラブには放課後児童支援員の配置が義務付けられており、受け皿の拡充に伴い、より一層の人材の確保が不可欠となっている。しかし、放課後児童支援員は他業種と比較し給与水準が低い状況であり、令和4年2月から約3%の処遇改善が図られてはいるが、未だ十分とは言えず、技能や経験に応じた更なる処遇改善や資質の向上などにも併せて取り組むことが必要である。

さらに、放課後児童クラブは、放課後子供教室と一体的に又は連携して実施する取組が厚生労働省及び文部科学省により進められてきたところであるが、子どもの生活を守り、放課後の学びや体験活動を選択できる取組を、より安全・安心に行うことが求められている。子どもの放課後の居場所について、保護者の就労・未就労にかかわらず地域の子育て家庭への支援となるように、また、子どもの豊かな成長を応援するため、市町村の取組に応じた支援をより一層進め、質の向上を図る必要がある。

一方、保護者が子どもを安心して預けられるようにするためには、わいせつ行為等の不適切行為を行ったことにより放課後児童支援員の資格を取り消された者に対する資格の再取得の要件を厳格にすることが重要である。国では、教育・保育施設等や子どもが活動する場等において働く際に性犯罪歴等についての証明を求める仕組み「日本版DBS」の導入に向け、有識者会議を開催するなど検討が進められているところであるが、わいせつ行為等の不適切行為を行った者について、子どもと関わる施設の職員等となることを制限し、子どもが安全・安心に過ごすための環境を早期に整備する必要がある。

については、放課後児童クラブの整備と質の向上のため、次の事項を要望する。

記

- 1 放課後児童クラブにおける待機児童を解消するため、今年度が終期となっている「新・放課後子ども総合プラン」の後継プランの策定等により、更なる受け皿の確保を推進するため、施設整備に必要となる既存の倉庫・遊具等の移設費など補助対象経費の拡充や補助基準額の引き上げを行うこと。
- 2 放課後児童クラブにおける人材の確保に向け、放課後児童支援員の更なる処遇改善や資質の向上等を図ること。
- 3 全ての児童が放課後を安全・安心に過ごし、多様な活動を行うことができるよう、放課後児童クラブにおいて、利用者数に余裕がある場合に保護者の就労を要件としない児童の受け入れや、地域のニーズにあった様々な体験や学習のプログラムの実施・充実など、地域の実情に応じ運用できるよう、柔軟に活用できる補助制度の拡充等の必要な措置を講じること。
- 4 放課後児童支援員がわいせつ行為等の不適切行為をするなどして資格の認定者名簿から削除された場合の対応について明確化・厳格化する等、国の責任において、わいせつ行為等の不適切行為の排除に向けた制度の整備を行うこと。

令和5年 月 日

こども政策担当大臣 加藤 鮎子 様
文部科学大臣 盛山 正仁 様

九都県市首脳会議

座長	神奈川県知事	黒岩 祐治
	埼玉県知事	大野 元裕
	千葉県知事	熊谷 俊人
	東京都知事	小池 百合子
	横浜市長	山中 竹春
	川崎市市長	福田 紀彦
	千葉市長	神谷 俊一
	さいたま市長	清水 勇人
	相模原市長	本村 賢太郎

マンションにおける防災力の向上について

今年は近代日本の首都圏に未曾有の被害をもたらした関東大震災から100年の節目であり、より一層、防災に対する住民の意識が高まってきている。

この100年の間に、国民の居住形態は大きく変化し、特に九都県市においては、マンションが主要な居住形態として普及しており、人口約3,600万人の半数がマンション等の共同住宅に居住している。

そのため、こうしたマンション等の共同住宅に対する防災力の向上は喫緊の課題である。

一般的に、マンションは、災害に対して強靱性を持つ構造物であるが、東日本大震災の際は、マンションの建物自体が損傷を受けていなくても、停電により給水ポンプやエレベーターが停止し、在宅避難が継続できなくなる事態が発生した。また、マンションの高層階ほど、家具類の転倒・落下等が多く発生する傾向が見られた。

さらに、今年5月には、最大震度5強の千葉県南部地震が発生し、多くのマンションでエレベーターが一時停止したほか、長時間停止する事案も見られた。

マンションにおける防災力の向上に関連する制度には、国の管理計画認定制度や、自治体独自の防災力を向上させたマンションに対する認定制度などがある。

また、一部の自治体では、避難所として協定を結んだマンションへの設備設置やコミュニティ形成などの取組に対して支援を行っている。

しかし、今年8月に公開された「今後のマンション政策のあり方に関する検討会 とりまとめ」（国土交通省）では、管理計画認定制度に独自の認定基準を定めている自治体は存在するものの全国的な取組には至っていないこと、自らが居住するマンションの防災対策を知らない居住者も多く存在し、マンションの防災対策の実施や検討が十分でない可能性があること、地域との関わりも十分に確保されていないことが指摘されている。また、今後の施策の方向性として、管理計画認定制度における自治体独自の基準として防災活動などを定めている事例について、他自治体への展開を進めるとともに、全国的な基準として位置付けることも視野に認定基準のあり方を検討することなどが示された。

そのため、大規模な地震が発生した際に適切な防災行動をとりうるマンションを増やし、被災後も住民が安心して在宅避難等を継続していくためには、さらなる防災上の備えの推進が必要である。

については、マンションにおける防災力の向上に向けて次の事項を要望する。

- 1 エレベーター停止、トイレ使用不可等のマンション特有の課題も踏まえた日頃の備えや、災害時の共助を促進するための地域との連携等の重要性について、国として、普及啓発の取組を強化すること。

- 2 管理計画認定制度における防災上の視点を高めるよう、自治体の意見を十分に聞きながら、「今後のマンション政策のあり方に関する検討会」で示された施策の方向性に沿った取組を推進すること。
- 3 管理計画認定等を取得したマンションが行う、非常用発電設備、エレベーター、給排水・トイレ、備蓄等の防災対策に対して、地方財政に負担がないよう、財政的な支援を行うこと。
- 4 エレベーター等の迅速な点検、復旧のための技術者確保に向けて、業界団体との連携や自治体間の相互支援体制の強化を支援すること。
- 5 災害時の共助を促進するため、マンション内及び地縁による団体等の地域コミュニティとのつながり形成に資する支援を強化すること。

令和 年 月 日

内閣総理大臣	岸田 文雄 様
財務大臣	鈴木 俊一 様
国土交通大臣	斉藤 鉄夫 様
内閣府特命担当大臣	松村 祥史 様

九都県市首脳会議

座長	神奈川県知事	黒岩 祐治
	埼玉県知事	大野 元裕
	千葉県知事	熊谷 俊人
	東京都知事	小池 百合子
	横浜市 市長	山中 竹春
	川崎市 市長	福田 紀彦
	千葉市 市長	神谷 俊一
	さいたま市長	清水 勇人
	相模原市長	本村 賢太郎

農地及び農林業用施設の災害復旧のための支援の拡充について

令和元年に発生した東日本台風では、一都三県においても、尊い人命が奪われるとともに、道路、橋梁、河川等の公共土木施設、医療施設、学校教育施設、商業施設、住宅等が大きな被害を受け、住民生活や経済活動等も多大なる影響を受けるなど、その損害は計り知れないものがあった。

そのような中、農地や、農道・林道等の農林業用施設も甚大な被害を受けた。農地や農道等は我が国における食料の安定供給と食料自給率の持続的な確保のために欠くことのできない基盤であり、林道等は森林整備のみならず、森林資源の循環利用による脱炭素社会の実現、さらには国民の生命、財産を守る、治山・治水といった国土保全の取組の基盤となる重要な施設であることから、公共土木施設等と同様に、農地及び農林業用施設の復旧は必要不可欠なものである。

加えて、近年は記録的な自然災害が全国各地で多発するなど、気候変動の影響等による自然災害の激甚化、頻発化が顕著であることから、被災箇所が更なる被害を受けないためにも、災害復旧を着実かつ早期に実施することが重要となっている。

現在、地方公共団体では、「農林水産業施設災害復旧事業費の国庫補助の暫定措置に関する法律」等による補助制度を活用し、農地及び農林業用施設の災害復旧に取り組んでいるが、この制度を活用するためには、災害発生から1か月以内に被害を確定し、国に報告する必要がある。

しかしながら、特に林道周辺は、急峻な土地が多いなど、地理的、地形的条件が厳しいこと、また地方公共団体は、避難所の開設など住民の安全確保や被災者の支援、生活基盤の早期回復が最優先課題であること等から、全ての農地及び農林業用施設の被害を1か月以内に調査し、報告することは困難な状況である。

また、国の補助制度を活用できない場合、地方公共団体は一般財源等により農林業に係る災害復旧事業を実施することとなり、財政的に大きな負担となることから、農地及び農林業用施設の着実かつ早期復旧を進める上で支障となっている。

こうしたことから、地方公共団体が、円滑に農地及び農林業用施設の災害復旧に取り組めるよう、次のとおり要望する。

- 1 農林業に係る災害復旧事業を円滑に進めるため、被災の規模や状況に応じて、国への被害報告期限を緩和すること。
- 2 国への報告期限の緩和が困難な場合、報告期限後に確定した被災箇所の復旧に必要な新たな補助制度等を創設すること、または既存の農林業施設整備事業等を災害復旧事業にも適用できるよう採択基準を見直すこと。
- 3 地方公共団体が行う農林業災害復旧事業に係る被害調査、報告に対する国の人的支援について、更なる充実・強化に努めること。

令和5年 月 日

農林水産大臣 宮 下 一 郎 様

九都県市首脳会議

座 長	神 奈 川 県 知 事	黒 岩 祐 治
	埼 玉 県 知 事	大 野 元 裕
	千 葉 県 知 事	熊 谷 俊 人
	東 京 都 知 事	小 池 百 合 子
	横 浜 市 長	山 中 竹 春
	川 崎 市 長	福 田 紀 彦
	千 葉 市 長	神 谷 俊 一
	さ い た ま 市 長	清 水 勇 人
	相 模 原 市 長	本 村 賢 太 郎

介護保険制度の安定的な運営に向けた 財政基盤の強化等について

介護保険制度は、平成12年の制度創設時と比較して、サービス利用者数が3.5倍、516万人（令和3年末時点）となるなど、高齢者の介護になくてはならないものとして定着している。

そうした中、令和3年11月に公表された令和2年「国勢調査」結果では、我が国の高齢者人口は3,602万7千人、高齢化率は28.6%といずれも過去最高となった。今後も増加・上昇が見込まれる中、すでに65歳以上高齢者が負担する保険料基準額の全国平均は制度創設時の2倍を超えており、高齢者の保険料に対する負担感は増大している。

さらに、国が負担する介護給付費負担金の内の5%に当たる調整交付金は、九都県市をはじめとする都市部において構造的に交付割合が低くなる傾向にあり、調整交付金の減額に伴う不足額は、第1号被保険者の保険料に上乘せされている状況である。

一方で、介護人材の不足はますます深刻となっている。特に訪問介護については、第220回社会保障審議会介護給付費分科会資料によると有効求人倍率が15.53倍であり、危機的状況となっている。

また、令和4年度「介護労働実態調査」結果においては、全国の事業所全体の83.5%、中でも23区と指定都市では85%が訪問介護員の不足を感じているという状況である。

さらに、介護支援専門員についても、高齢化の進展に伴い必要数の増加が見込まれる中、実務研修受講試験の受験者数及び合格者数は見込まれる需要に対し増加率が十分でなく、今後更なる人材不足が懸念されている。

しかしながら、介護事業者は、介護報酬により経営を行っているため賃上げも難しく、必要な人材が他産業へ流失しており、処遇改善のための実効性のある対策を早急に講ずる必要がある。

現在、国の社会保障審議会（介護給付費分科会）にて、令和6年度介護報酬改定に向けた議論が行われているところであるが、超高

齡社会にあつて、介護保険制度を将来にわたり持続可能な制度としていくため、以下の事項を要望する。

1 介護保険制度の持続的・安定的な運営を図るため、介護給付費の財源に占める国の負担割合を引き上げ、被保険者の保険料の上昇を抑制する財政措置を講ずること。

また、国の負担割合のうち、調整交付金の割合にあたる5%は定率分として交付し、調整交付金は別枠化すること。

2 介護職員・介護支援専門員等の確保・定着を図るため、介護保険財政に過度な負担が生じることのないよう十分配慮しつつ、更なる処遇改善を図るとともに、新規人材の確保や職場環境の改善、離職防止などにおいて、より実効性のある対策を早急に講ずること。

令和5年 月 日

厚生労働大臣 武見敬三様

九都県市首脳会議

座長 神奈川県知事	黒岩祐治
埼玉県知事	大野元裕
千葉県知事	熊谷俊人
東京都知事	小池百合子
横浜市長	山中竹春
川崎市市長	福田紀彦
千葉市長	神谷俊一
さいたま市長	清水勇人
相模原市長	本村賢太郎

新興感染症対策への実効性ある支援について

新型コロナウイルス感染症の発生以来、各地方公共団体においては、住民の安全・安心な生活を守るため、全力で対応にあたってきた。一方、感染症への対応については「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」（以下、「感染症法」という。）等において、法制度上の権限や役割等が定められている中で、医療提供体制の確保に係る都道府県・保健所設置市の権限や財政措置等について課題もあった。

こうしたことを受け、国においては感染症法が一部改正され、都道府県・保健所設置市・医療関係者等が平時・非常時における役割分担や連携のあり方を議論・協議する「連携協議会」の創設や、「予防計画」の策定が規定されるなど、新興感染症発生時の権限や役割の明確化については、一定の方向性が示されている。

「予防計画」に定める医療提供体制や検査体制等の数値目標などに基づき、新興感染症発生時に円滑に機能する仕組みを構築し、都道府県、保健所設置市等の各主体が役割に応じて平時から適切な対応を実施するとともに、安定的かつ持続可能な地域の医療提供体制を確保していくためには、財政的な裏付けが不可欠である。

国は、医療機関等に対する財政支援などについて方向性を示しているものの、十分ではない。さらに地方債の特例規定の創設など、地方公共団体の負担について不明確な点がある。感染症への備えは、地域によって差が生じるべきではなく、人口が集中する首都圏において、新興感染症への適切な対応を実施するためには、地域の実情に応じて、都道府県や市区町村が独自に実施する取組も含め、十分な財政措置を講じる等、真に実効的な財政措置とする必要がある。については、次の事項について要望する。

- 1 新興感染症への対応にあたっては、人口が集中する首都圏特有の課題を踏まえ、迅速な対応が図れるよう、平時から十分かつ柔軟な財政措置を実施すること。

- 2 新興感染症に対応するための財政措置に係る額の決定にあたっては、
地方公共団体や医療機関等の実状や実績に十分配慮した支援とすること。

令和5年 月 日

厚生労働大臣 武見敬三様

九都県市首脳会議

座長	神奈川県知事	黒岩祐治
	埼玉県知事	大野元裕
	千葉県知事	熊谷俊人
	東京都知事	小池百合子
	横浜市長	山中竹春
	川崎市市長	福田紀彦
	千葉市長	神谷俊一
	さいたま市長	清水勇人
	相模原市長	本村賢太郎

緑地保全制度の拡充について

緑は、潤いのある生活環境と魅力ある景観を形成し、癒しやアクティビティの場として住民の健やかな心身をはぐくむことに寄与しており、コロナ禍を契機に、生活圏の貴重な屋外空間として、その重要性が再認識されている。

また、世界レベルでの気候変動に伴い、自然災害が激甚化・頻発化しているなか、緑地は災害時の避難場所や二酸化炭素の吸収及び固定の場、更には多様な生物の生息及び生育場所等として様々な機能を有し、住民の暮らしを支える基盤となっている。

国においては、平成29年に「都市緑地法等の一部を改正する法律」を施行し、都市における緑地の保全・活用策を創設したほか、令和6年度の概算要求及び税制改正要望では、特別緑地保全地区等の土地の買入れを公益団体が担う制度創設と、それに伴い必要となる恒久的な税制上の特例措置を盛り込んでいる。さらに、本年9月に策定した「グリーンインフラ推進戦略 2023」においても都市緑地の創出・保全の取組について掲げるなど、都市部の緑地保全への支援強化を進めているところである。

一方で、開発可能性が高い都市部の緑地を多く抱える九都県市においては、少子高齢化という社会情勢の変化等から、相続等を契機として、上記の国制度や地方自治体の施策のみでは緑地の維持が困難になる事例も生じている。

については、緑豊かな環境を次世代に受け継ぐため、緑地保全制度の拡充について、次の事項を要望する。

- 1 民有緑地を維持・継続するため、法や条例に基づき私権制限が生じる保全緑地に係る相続税の納税猶予制度を創設するなど、税負担の軽減措置を講じること。
- 2 民有緑地の円滑な公有地化を促進するため、保全緑地の買入れに対する財政的支援の拡充、譲渡所得特別控除額の引き上げ、民有緑地の物納認定の拡充及び周知等、必要な支援を実施すること。

- 3 緑地としての担保性が高い特別緑地保全地区の指定を推進し、良好な緑地環境を維持していくため、国において来年度の新たな取組として検討している「緑地保全支援事業」について、地方自治体による活用が促進されるよう、地域の実情に配慮の上、推進すること。
- 4 都市における緑地の質と量を確保するため、世界的広がりが見られる ESG 投資等の民間資金を活用した緑地の確保が着実に促進されるよう、事業主体の取組を客観的に評価・認証する枠組みの創設にあたっては、実効性の高い仕組みとすること。

令和5年 月 日

総務大臣 鈴木 淳 司 様
財務大臣 鈴木 俊 一 様
国土交通大臣 斉藤 鉄 夫 様

九都県市首脳会議

座長	神奈川県知事	黒岩 祐治
	埼玉県知事	大野 元裕
	千葉県知事	熊谷 俊人
	東京都知事	小池 百合子
	横浜市長	山中 竹春
	川崎市市長	福田 紀彦
	千葉市長	神谷 俊一
	さいたま市長	清水 勇人
	相模原市長	本村 賢太郎

地方分権改革の実現に向けた要求

地域の自主性・自立性を高め、個性豊かで活力に満ちた地域社会を実現するためには、国と地方の役割分担を明確にし、地方分権改革を確実に推進していくことが必要であり、あわせて、地方が主体的に行財政運営を行うことができるよう、地方税財政制度を抜本的に見直すことが不可欠である。

地方分権改革については、これまで様々な取組が進められてきたが、権限移譲や義務付け・枠付けの見直しが十分に行われておらず、国から地方への税源移譲も三位一体改革以降行われていないなど、道半ばであり、更なる取組が必要である。

また、地方分権改革の推進は、地域が自らの発想と創意工夫により課題解決を図るための基盤となるものであり、地方創生においても極めて重要なテーマである。

さらに、現下の物価高騰対策や新型コロナウイルス感染症の5類移行後の対応はもとより、近年激甚化する災害への対応、持続可能な社会保障制度の構築や深刻さを増す少子化をはじめとする我が国の諸課題の解決、行政のデジタル化、脱炭素社会への移行、持続可能な開発目標（SDGs）の達成に向けた取組の更なる推進に向けて、国と地方は適切な役割分担の下、協力・連携して取り組む必要がある。地方は、こうした諸課題の解決等にこれまでの地方分権改革の成果を活用し、また、国は地方の権限と裁量の拡大を進め、自由度を高めることで、地方がさらにその自主性及び自立性を十分発揮できるようにすることが必要である。

そこで、本日、九都県市首脳会議は、政府に対し、真の分権型社会の構築に向け、地方の意見を確実に踏まえ大胆な改革を断行するよう、以下の事項を強く要求する。

I 真の分権型社会の実現

(1) 更なる権限移譲の推進

これまでの地方分権改革に係る一括法等により、国から地方への権限移譲及び都道府県から基礎自治体への権限移譲が実施されたが、いまだ不十分であり、国の出先機関の見直しも行われていない。

については、国の出先機関は原則廃止する視点も踏まえ、国と地方の役割分担の徹底した見直しを行い、国から地方及び都道府県から基礎自治体への大幅な権限移譲を更に進めること。

また、権限移譲を進めるに当たっては、住民に身近な事務・権限は全て地方自治体に移譲することを基本とし、事務事業を実施するために必要な税財源を移譲するとともに、人員移管について地方と協議を行うこと。

なお、以下の事項については、優先的に取り組むこと。

- ・直轄道路・直轄河川については、地方が移譲を求める全ての区間を対象として、関係する地方自治体と十分に協議するとともに、移譲に当たっては

確実に財源措置等を講じること。

- ・地方が強く求めてきたハローワークや中小企業支援に関する事務などの移譲については、地方の実情や意見を十分に踏まえ、積極的に取り組むこと。

(2) 更なる義務付け・枠付け等の見直し

国による関与、義務付け・枠付けについては、地方の意見を十分踏まえ、早期の廃止を基本とした更なる見直しを徹底して行うこと。

国は一括法等により「枠付け」の見直しを行ったとしながら省令で「従うべき基準」を設定し、実質的に「枠付け」を存続させている。地方の自由度を高めるため、今後は、「従うべき基準」の設定は行わず、既に設定された基準については廃止又は参酌すべき基準とするよう速やかに見直すこと。

また、依然として計画等の策定を新たに義務付ける法令の規定が創設されているほか、努力義務規定や「できる」規定であっても国庫補助金等の交付の要件として計画等の策定が求められるなど実質的な義務化により、国の過剰な関与が存在している。

今後、議員立法も含め計画等の策定を求める法令の規定を設け、又は通知を発出することは原則として行わないこと。

「経済財政運営と改革の基本方針2023」を踏まえ、各府省は、地方に係る制度の検討に当たっては、まず、計画以外の形式を検討すること。

その上で、真にやむを得ず、地方に計画等の策定を求める場合は、地方の意見を十分に反映しつつ、「効率的・効果的な計画行政に向けたナビゲーション・ガイド」を確実に活用し、地方の計画策定の最適化や負担の適正化に資するよう取り組むこと。

さらに、既存の計画策定等に関しても、国は地方からの提案を待つことなく、本ナビゲーション・ガイドに沿って、自ら積極的に法令等の見直しや、内容の重複や必要性の低下が見られる計画の統廃合、他団体との共同策定を可能にするといった見直しを行うこと。

なお、法令等の見直しを行う場合において、現在は計画等の策定を通じて財政措置を行っている各政策に関して、引き続きその政策目的を達成するために必要な財源保障を行うこと。

そのほか、条例による法令の上書き権を認めるなど地方自治体の条例制定権を拡大すること。

また、内閣提出法案のみならず議員立法も含め、義務付け・枠付けに関しては、廃止や条例委任、条例による補正の許容によるいずれかの見直しを行うこととする立法に関する原則に沿ったものとする。あわせて、法案の立案段階でこの原則をチェックする手続きを確立すること。

(3) 「提案募集方式」に基づく改革の推進

令和5年の「提案募集方式」においては、全国から230件の提案が寄せられたが、そのうち20件を超える提案が「提案団体から改めて支障事例等が具体的に示された場合等に調整の対象とする提案」として、各検討区分に整理する時点で検討対象外等とされている。その中には、直近の社会情勢を

踏まえた提案であっても過去と同内容の提案であり新たな支障が認められないとされてしまうものや、将来予想される支障を防止するための提案について現時点における具体的な支障事例を求められるものがある。

これらの現状を踏まえ、地方分権改革を着実に進める取組として、より一層の成果が得られるよう、地方からの提案を最大限実現する方向で取り組むこと。その際、地方が示す具体的な支障事例等だけではなく、住民に身近な行政はできる限り地方自治体に委ね、国と地方の役割分担のあるべき姿を実現するという観点も重視すること。加えて、地方がより活用しやすい制度となるよう、提案の趣旨に応じ、税財源に関することも含めて検討することなど、地方の意見を踏まえ、制度の見直しを行うこと。

また、検討の結果、提案内容を実現できなかった場合は、提案主体の納得が得られるよう国が説明責任を果たすとともに、将来予想される支障を防止するための提案に当たり一律に具体的な支障事例を求めないこと。

さらに、検討対象外等とされた提案を含め、これまで実現できなかった提案について、地方から再提案があった場合には、改めてその実現に向けて積極的に検討すること。

これまでの対応方針に掲載された事項については、進捗状況を適宜確認し、地方が活用しやすい形で速やかに共有すること。引き続き検討するとされた提案については、実現に向けたフォローアップを行うこと。加えて、第13次地方分権一括法等により措置される事項については、条例制定等に必要な準備期間を確保できるよう、速やかに政省令の整備を行うこと。

また、こうした対応にとどまらず、地方がより活用しやすい制度となるよう、地方の意見を踏まえ、提案対象の拡大など不断の見直しを行うこと。

なお、提案募集方式に基づく取組とともに、国自らも、地方の意見を踏まえ、国と地方の役割分担を適正化する観点から、更なる地方分権改革の推進に主体的に取り組むこと。

(4) 地方自治法の抜本改正

地方自治法をはじめとする現行の地方自治制度は、地方自治体の組織・運営の細目に至るまでを規定し、事実上、国が地方行政を統制する仕組みとなっていることから、地方自治体の裁量権を広範に保障するため、地方の意見を十分に踏まえ、早急に地方自治法を抜本改正すること。

(5) 国の政策決定への地方の参画

国と地方は対等・協力の関係にあるとの基本認識のもと、地方の意見を確実に政策に反映させること。

そのため、「国と地方の協議の場」においては、分科会の設置も含め、企画・立案の段階から積極的に地方と協議するなど、実効性ある運営を行うこと。さらに、地方側の代表者の数を増やすとともに、指定都市の代表者を正式な議員として位置付けるよう法改正を行うこと。

また、国が地方自治に影響を及ぼす施策を企画・立案するときは、地方自治法に定められている事前情報提供制度等の趣旨や「効率的・効果的な計画

行政に向けたナビゲーション・ガイド」も踏まえ、地方が事前の検討期間を十分確保できるよう速やかに情報提供すること。さらに、地方の意見を反映することができるよう適切な対応を行うこと。

なお、議員立法等による計画策定の努力義務等が多くを占めている状況を踏まえ、立法プロセスに地方が適切に関与し、国会において地方の意見を確実に反映させる仕組みを構築すること。

加えて、社会全体におけるデジタル・トランスフォーメーションの進展及び新型コロナウイルス感染症対応で直面した課題等を踏まえ、現在進めている第33次地方制度調査会等を通じた国と地方のあり方等の検討については、地方と十分に協議を行い、地方の意見や実態等を十分に反映すること。

さらに、9月1日に設置された感染症対策の司令塔機能を担う内閣感染症危機管理統括庁や今後設立が予定される科学的知見の基盤・拠点となる国立健康危機管理研究機構については、諸外国のデータ等を分析し、科学的な知見に基づいた的確な指示ができる体制を構築するほか、地域ごとの感染状況や医療体制等を踏まえた企画、調整、分析、検証等がなされるよう、地方の情報や意見を速やかに反映できる仕組みを導入すること。

II 真の分権型社会にふさわしい地方税財政制度の構築

(1) 地方税財源の充実・確保

ア 税源移譲の確実な実現のための抜本的改革

現状では、地方と国の歳出比率が6対4であるのに対し、税源配分は4対6であり、事務に見合う税源が地方に配分されていない。地方が担う事務と権限に見合った地方税源の充実強化を図るため、国と地方の税体系を抜本的に見直し、地方への税源移譲を確実に進めること。

また、地方が真に住民に必要なサービスを自らの責任で自主的、効率的に提供するため、国から地方への税源移譲等により、地域偏在性が小さく、安定的な税収を確保できる地方税体系を早急に構築すること。

イ 社会保障分野における地方税財源の確保

地方自治体は、医療、介護及び子育て施策など幅広い社会保障行政において、サービスの運営・給付主体として重要な役割を果たしている。このことを踏まえ、今後も増加が見込まれる社会保障分野に係る行政需要に見合った地方税財源を確保すること。

また、社会保障の充実に伴う地方負担については、地方財政の社会保障財源に影響が生じることのないよう、すべての地方自治体に対して必要な財源を確実に措置すること。さらに、消費税率10%への引上げと同時に導入された軽減税率制度についても、国の責任で代替財源を確保すること。

ウ 子ども関連施策に係る地方財政措置

「こどもまんなか社会」の実現に向け、子ども関連施策の多くを担う地方自治体として、安心して子どもを産み育てるための取組を国と一体となって進める必要がある。

これまで、子育てにかかる経済的支援については、国において教育費や保育料などの軽減が図られてきたところであるが、子どもの健やかな育ちの観点から、医療費負担の軽減は大変重要であり、速やかに全国一律の医療費助成制度を国において創設すること。

また、私立高等学校の授業料の実質無償化については、引き続き国の責任において財源を確実に確保するとともに、授業料が全国平均を上回る団体においては、地方に超過負担が発生していることから、これを解消するための財政措置を講ずること。

さらに、現在、国において検討している、子ども・子育て施策における、児童手当の拡充をはじめとした、全国一律で行う取組については、国の責任と財源において必要な措置を講じた上で実施すること。

併せて、地方が地域の実情に応じてきめ細かに行うサービスの提供などについても、地方の創意工夫が生かせるよう、国の責任において、必要な財源措置を講ずること。

エ 新型コロナウイルス感染症対策及び物価高騰対策に係る地方財政措置

新型コロナウイルス感染症の5類感染症への変更に伴う医療提供体制及び公費支援の見直しに当たっては、財源措置を確実に講ずること。

感染症法等の一部を改正する法律の施行に伴い新たに生じる経費については、国の責任において所要の財源を確実に確保すること。なお、新型インフルエンザ等対策特別措置法の一部改正において地方債の特例が規定されたが、新型インフルエンザ等感染症対策に関する経費は、一義的には、地方債以外の財政措置が望ましいため、国庫補助の更なる嵩上げや交付金等により、地方負担の極小化を図るとともに、十分な地方財政措置を講ずること。

また、物価高騰は全国的な課題であり、事業者・生活困窮者等への支援について都道府県単位の対応には限界があることから、対策の実施に当たっては、主として国が一元的に行うとともに、一過性の減収補填だけではなく、中長期的なコスト削減や収益構造の改善に寄与し、将来にわたり効果が持続するような支援を行うこと。

なお、依然として物価高騰が続いている状況を踏まえ、地方が地域の実情に応じて必要な支援に取り組めるよう、まずは、地方創生臨時交付金の増額などの全面的な財政措置を速やかに講ずること。

そして、地方創生臨時交付金を交付する場合には、国が統一的に対策を講ずべきものと、地方の実情に応じて対応すべきものを仕分けるなど、今後のあるべき国・地方の役割分担を整理した上で、交付すること。

また、地方が実施する支援に格差が生じないように、交付限度額の算定にあたっては財政力指数による補正は行わないこと。

国が定める公定価格により経営している社会福祉施設や医療機関においては、今なお厳しい経営を強いられているため、臨時的な公定価格の早急な改定などの対応を講ずること。

オ 課税自主権の拡大

地方自治体の財政需要を賄う税財源は、法定税により安定的に確保されることが基本であるが、地方は必要な財源を自ら調達する等のために、地域の

特性に応じた法定外税を創設することができる。

しかし、法人事業税に関する規定が及ばない法定外税として創設した神奈川県臨時特例企業税は、平成25年3月の最高裁判決で、法定外税であっても、別段の定めがない限り、法定税に関する規定に抵触してはならないという強行規定が及ぶものと判断され、違法・無効となった。

この判決は、地方自治体が独自に創設する法定外税は法定税に関する強行規定の制約を受け、国税を含む法定税が課税対象を幅広く押さえている現状を踏まえると、実質的に法定外税の創設が困難であることを示したものである。

現状のままでは、地方自治体の課税自主権の積極的な活用が阻害されることから、地方自治体が、法定外税を法定税から独立した対等の税目として創設することを可能とするなど、地方税法をはじめとした関係法令を抜本的に見直すこと。

カ 自動車関係諸税の課税のあり方の見直しにおける地方税財源の確保

令和5年度与党税制改正大綱において、自動車関係諸税については、国・地方を通じた財源を安定的に確保していくことを前提に、受益と負担の関係も含め、公平・中立・簡素な課税のあり方について、中長期的な視点に立って検討を行うこととされている。

また、自動車税については、電気自動車等の普及等のカーボンニュートラルに向けた動きを考慮し、税負担の公平性を早期に確保するため、その課税趣旨を適切に踏まえた課税のあり方について、イノベーションへの影響等の多面的な観点も含め、関係者の意見を聴取しつつ検討することとされている。

自動車関係諸税の見直しに当たっては、これらの税が地方自治体の都市基盤整備等の貴重な財源となってきた経緯、脱炭素化や所有から利用への形態移行により減収が見込まれること、今後の道路等の維持管理・更新及び防災・減災の推進並びに次世代自動車の普及による新たな行政需要への対応に多額の財源が必要となることなどを踏まえ、地方自治体に減収が生じることのないよう税財源を確実に確保すること。

特に、自動車税については、種別割における「財産税的性格」と「道路損傷負担金的性格」も踏まえ、税負担の公平性を確保するとともに、同税の税収は地方にとって極めて重要なものであることから、中長期的にも税収が安定的に確保できるようにすること。

キ 固定資産税の安定的確保

固定資産税は都及び市町村の行政サービスの提供を安定的に支える上で重要な基幹税目であり、地方自治体が提供する行政サービスと資産の保有に着目して応益原則に基づき課税するものであるため、制度の根幹を揺るがす見直しは断じて行うべきではなく、国の経済対策に用いるべきではない。厳しい地方自治体の財政状況を踏まえ、その安定的確保を図ること。

償却資産に対する固定資産税については、国の経済対策などの観点から廃止等を行うべきではなく、引き続き制度を堅持すること。

また、土地に対する固定資産税の負担調整措置については、令和3年度及

び令和4年度の税制改正において、課税標準額の上昇幅を抑制する等の措置が講じられたが、今後はこうした抑制等の措置を講じないこと。あわせて、税負担の公平性及び負担調整措置の簡素化等の観点から、商業地等の据置措置については、早期に見直しを図ること。

さらに、令和5年度税制改正で創設された中小事業者等の生産性の向上や賃上げ促進のための特例などといった経済対策に対する軽減措置は、期限の到来をもって確実に終了すること。

加えて、固定資産税の新築住宅減額について、空き家の増加や脱炭素化社会への移行等を踏まえ、対象を環境性能が優れた住宅に重点化するなど、既存の特例措置の整理・縮小を行うこと。

ク 地球温暖化対策に必要な地方税財源の確保

森林環境税及び森林環境譲与税については、令和5年度与党税制改正大綱において、譲与税を森林整備や木材利用等に一層有効に活用し、国民の理解を深めていくことが重要であることを踏まえ、各地域における取組みの進展状況や地方公共団体の意見を考慮しつつ、森林整備をはじめとする必要な施策の推進につながる方策を検討することとされている。

検討に当たっては、都市部の住民からも森林環境税の負担を求めることに鑑み、広く理解を得られるよう木材利用の拡大や森林環境教育、普及啓発といった都市部に存在する需要についても十分に配慮すること。

また、令和6年度から課すこととされている森林環境税を円滑に徴収するためにも、譲与税が一層有効に活用されるような方策を検討するとともに、賦課徴収を行う市町村の意見を十分に踏まえ、地方自治体が独自に課税している森林環境税等への影響が生じないよう適切に調整すること。

さらに、地球温暖化対策は、省エネルギーの推進や再生可能エネルギーの導入など多岐にわたっており、「2050年カーボンニュートラル」の実現に向けて、地方自治体が行う温暖化対策の更なる拡充が必要となることから、これらを含めた対策に必要な地方税財源を確保する制度についても早急に創設すること。

特に、炭素税等のカーボンプライシングの導入に当たっては、その一部を地方の税財源とする検討を行うこと。

ケ ゴルフ場利用税の現行制度の堅持

ゴルフ場利用税はアクセス道路の整備・維持管理、地滑り対策等の災害防止対策、廃棄物処理等の行政サービスと応益関係にあり、ゴルフ場所在の都道府県及び市町村にとって貴重な財源となっていることから、引き続き現行制度を堅持すること。

コ ふるさと納税制度の見直し

ふるさと納税制度については、令和元年度税制改正において、基準に適合する地方自治体を総務大臣が指定する制度に見直されたところであるが、より多くの寄附金を集めるための返礼品競争が続いている。また、特例控除額が所得割額の2割という定率の上限のみでは、高所得者ほど寄附金税額控除の上限額が高くなり、返礼品との組み合わせにより、結果として節税効果が

生ずることや、寄附金を集めるためには、返礼品や大手ポータルサイトに依存せざるを得ない環境にあることなどの課題が依然として残っている。このため、特例控除額に定額の上限設定をすることや、寄附額に占める返礼品や募集経費の割合引下げ等により、寄附を通して生まれ育ったふるさとや応援したい地方自治体に貢献するという趣旨に沿った制度となるよう引き続き見直しを行うこと。

なお、創意工夫をして現行制度を地域振興や産業振興等に活用している地方自治体が多数存在する一方、都市部の地方自治体においては税収減が大きくなっていることなどを踏まえ、地方自治体の財政に与える影響も考慮すること。

加えて、ふるさと納税ワンストップ特例制度については、令和3年分確定申告からマイナポータルを活用した新しい申告方法が開始されていることを踏まえ、所得税控除分相当額を個人住民税から控除しているという現状の仕組みを速やかに見直すとともに、見直しまでの間は、同制度を適用した場合に、個人住民税から控除している所得税控除分相当額については、国の責任において、地方特例交付金により全額を補填すること。

今後、ふるさと納税制度を含む個人所得課税の見直しを行うに当たっては、個人住民税が、地方自治体が提供する行政サービスの充実や質の向上のための財源確保の面で重要な基幹税であるとともに、応益課税の観点から広く住民が負担を分かち合う仕組みとなっていることも踏まえ、その確保を前提として検討すること。

サ 個人事業税における課税対象事業の限定列举方式の見直し

個人事業税について、課税の公平性を確保するため、課税対象事業を限定列举する現行の方式を見直し、事業所得又は不動産所得を有する全ての事業を課税対象とすること。

また、限定列举方式の見直しが実現するまでの間、社会経済情勢に即した新規業種を課税対象事業に随時追加すること、事業認定に係る取扱いを明確化すること、課税資料となる所得税確定申告書等に事業認定に有益な情報を記載するよう見直すことなどの対応を行うこと。

シ 地方税務手続のデジタル化・キャッシュレス化の推進

納税者の利便性の向上、官民双方のコスト削減、地方自治体の課税事務の効率化、ひいては適正かつ公平な課税の実現等を図るため、国税・地方税間の情報連携の更なる推進を図りつつ、地方としても、賦課課税の多い地方税の特性を踏まえつつ、eLTAX等を活用した全国統一的な対応の充実など、地方税の電子化を一層推進していく必要がある。

令和5年度与党税制改正大綱においては、地方税の更なる税務手続のデジタル化に向け、納税通知書や各種証明書などの地方税関係通知について、eLTAX及びマイナポータルの更改・改修スケジュールや納税者等の利便性及び地方公共団体の事務負担等を考慮しつつ、電子的に送付する仕組みを検討することとされている。また、デジタル化やキャッシュレス化に対応した税制のあり方や納付方法の多様化について引き続き検討していくこととされている。

税務手続のデジタル化・キャッシュレス化を推進するため、税務システム標準化の移行時期に配慮し、仕様やスケジュールなどについて、早期に情報提供を行うとともに、多様な地方自治体の実情を踏まえ、その意見を十分に反映すること。

また、マイナポータルや地方税共通納税システムの活用などに関して対応策を検討するとともに、納税者によるeLTAXを通じた税務手続、キャッシュレス納付の利用拡大に努めること。

加えて、自動車税のワンストップサービスについて、新車新規登録以外の利用率が低いことから、その原因を分析し対策を講じるとともに、システム改修等による操作性の向上や分かりやすいマニュアル等の整備、積極的な広報の実施により、一層の利用促進を図ること。

(2) 自主財源である地方法人課税の拡充強化

ア 地方法人課税の拡充強化

令和元年10月の消費税率10%への引上げ時において、法人事業税の暫定措置が廃止され、法人住民税法人税割の更なる地方交付税原資化が行われた。さらに、令和元年度税制改正において、地域間の財政力格差の拡大や経済社会構造の変化等を理由に、再び法人事業税の一部を国税化し、これまで以上の規模で都道府県に再配分する新たな措置として、特別法人事業税・特別法人事業譲与税が創設された。

地方の自主財源を縮小させる地方税の国税化は、地方の自立と活性化を目指す地方分権に逆行している。

税収格差については、国から地方への税源移譲により地方税を拡充する中で、国の責任において是正されるべきである。その際は、法人の行政サービスの受益に応じた負担という地方税の原則を踏まえる必要がある。

あわせて、地方間の財政力格差は地方交付税で調整されるべきであり、現行の地方交付税制度が調整機能を十分に発揮できていないならば、国において、その機能が十分に発揮され得る程度の交付税総額の確保を図ることこそが必要である。加えて、総額不足の実質的な補填のために地方税を国税化すべきではない。

地方自らが地域の課題解決に率先して取り組み、各々の個性や強みを発揮しうる自立的な行財政運営を行っていくためには、国・地方間の税財源の配分の見直しなど、国は日本の持続的発展に資する地方税財政制度の抜本的な見直しに本腰を入れて取り組むべきである。産業振興、地域活性化に取り組む地方自治体の自主的な努力が報われるよう、自主財源である地方法人課税の拡充強化を図ること。

イ 外形標準課税のあり方の検討

法人事業税の外形標準課税については、令和5年度与党税制改正大綱において、減資や組織再編による対象法人数の減少や対象範囲の縮小は、地方税収の安定化・税負担の公平性といった制度導入の趣旨を損なうおそれがあり、外形標準課税の対象から外れている実質的に大規模な法人を対象に、制度的な見直しを検討することとされている。

見直しに当たっては、地域経済・企業経営への影響も踏まえながら、現行基準を基本的に維持しつつ、減資・組織再編の動きに対応するための追加的な基準について検討を行うこと。また、当該基準は、法人による操作可能性が小さいものとするとともに、課税実務上、確認が容易で納税者及び課税庁にとって執行面で過度な負担とならないものとする。

ウ 法人事業税の分割基準の適正化

法人事業税の分割基準については、企業の事業活動と行政サービスとの受益関係をよりの確に反映させ、法人の事業活動が行われている地域に税収をより正しく帰属させるものとなるよう引き続き適正化を図ること。

また、地方自治体間の財政調整を目的とする見直しは行わないこと。

エ 法人事業税における収入金額課税の堅持

法人事業税における収入金額課税については、令和5年度与党税制改正大綱において、地方税体系全体における位置付けや個々の地方公共団体の税収に与える影響等も考慮しつつ、事業環境や競争状況の変化を踏まえて、その課税のあり方について、引き続き検討することとされている。

収入金額課税は、受益に応じた負担を求める課税方式として、長年にわたり外形課税として定着し、地方税収の安定化に大きく貢献していること、電気供給事業者及びガス供給事業者は多大な行政サービスを受益していること等を踏まえ、同制度を堅持すること。

オ 国際課税制度の見直しに係る税収の地方への帰属

経済のデジタル化に伴う国際課税ルールの見直しにおける市場国への新たな課税権の配分（第1の柱）については、令和5年度与党税制改正大綱において、わが国が市場国として新たに配分される課税権に係る課税のあり方、条約上求められる二重課税除去のあり方等について、国・地方の法人課税制度を念頭に置いて検討することとされている。

検討に当たっては、これまで国・地方で法人に対して課税を行ってきたことなどを踏まえ、地方の税源となるべき部分を含むようにすること。その際、応益原則等を踏まえ、全ての地方自治体に税収の一定割合を帰属させるとともに、納税者の事務負担等にも配慮し、地方税源部分について国が一括徴収する仕組みとするなど、適切な制度構築を図ること。

(3) 地方交付税制度の改革

ア 地方交付税の総額確保等と適切な運用

「経済財政運営と改革の基本方針2021」（骨太の方針2021）では、2022～2024年度の予算編成に関し、「地方の安定的な財政運営に必要な一般財源の総額について、2021年度地方財政計画の水準を下回らないよう実質的に同水準を確保する。」とされており、「経済財政運営と改革の基本方針2023」（骨太の方針2023）では、「令和6年度予算において、本方針、骨太方針2022及び骨太方針2021に基づき、経済・財政一体改革を着実に推進する。」とされた。

令和5年度地方財政計画においては地方税及び地方譲与税を過去最高額となる45.5兆円、地方交付税を18.4兆円見込むこと等により、前年度

を上回る65.1兆円の一般財源総額が確保された。

しかし、地方においては、長引く物価高騰等の影響により税収の先行きが依然として不透明な状況にある中で、不可避免的に増加する社会保障関係費に加え、少子化対策の強化、地域経済の活性化、雇用の創出、防災・減災対策、感染症等の緊急時に備えた平時からの医療体制の確保など、必要な施策を将来にわたり実施していく必要がある。

地方が住民サービスを安定的に供給するためには、地方一般財源実質同水準ルールの堅持にとどまらず、地方における行財政需要の増加や税収の動向を的確に把握した上で地方財政計画に計上するとともに、地方交付税の法定率の更なる引上げを含む抜本的な見直しにより、令和6年度以降も引き続き、地方の安定的な財政運営に必要な交付税総額を確保・充実すること。

あわせて、地方が予見可能性を持って財政運営を行うことができ、予算編成に支障が生じることのないよう、地方交付税の具体的な算定方法を早期に明示すること。

さらに、地方交付税は国による義務付けや政策誘導を行うための制度ではなく、地方共有の固有財源であることを強く認識し、適切に運用するとともに、地方交付税が「国からの仕送り」であるかのような誤った認識を国民に与えないよう、正確に周知すること。

なお、地方の保有する基金について、2021年度（令和3年度）決算においては積立金現在高が増加したが、これは、地方において、地方交付税の増額再算定で「臨時財政対策債償還基金費」が措置されたことを踏まえ将来の臨時財政対策債の償還に備えるために積立てを行ったほか、大規模な災害や経済不況による税収減といった不測の事態への対応など財政運営の年度間調整や、社会資本の老朽化対策、社会保障関係費の増大、将来実施する特定の事業に向けた計画的な財源確保などのために、各地方自治体が地域の実情を踏まえて、各々の責任と判断で積立てを行っているものであり、地方財政に余裕が生じているものではない。

また、地方は国と異なり、金融・経済政策・税制等の広範な権限を有しておらず、赤字地方債の発行権限が限定されていることから、不測の事態により生ずる財源不足については、歳出の削減や基金の取崩し等により収支均衡を図るほかないことを十分に踏まえるべきである。

このことから、地方の基金の増加や現在高を理由とした地方財源の削減は決して行わないこと。

イ 臨時財政対策債の廃止

臨時財政対策債は、平成13年度に3年間の措置として導入されて以来、地方からは制度の廃止と地方交付税への復元を繰り返し要求してきたにもかかわらず、7度目の延長期限である令和4年度で廃止されることなく、令和7年度まで延長された。

令和5年度の地方財政計画においては、地方税等の増収や地方交付税総額の確保により、国と地方の折半対象財源不足額が解消されるとともに、臨時財政対策債の発行可能額は抑制され、過去最低水準になった。しかし、依然として臨時財政対策債の大量発行による地方財源不足の補填が継続している

ことは、将来の世代に負担を先送りしていることにはほかならず、国がその責任を十分果たしているとは言えない。また、持続可能な財政制度という観点からも、過去に発行した臨時財政対策債の償還に相当する財源不足を、新たな臨時財政対策債の発行により賄うという現状は極めて不適切であり、抜本的な見直しが急務である。

地方の財源不足の解消は、税源移譲や地方交付税の法定率引上げ等によって国の責任で確実に対応すべきであり、地方が国に代わって借り入れる臨時財政対策債は、速やかに廃止すること。

また、廃止までの間にあっては、臨時財政対策債発行可能額の算定において、過度な傾斜配分にならないようにするとともに、廃止までの工程を明らかにすること。

加えて、臨時財政対策債の既往の元利償還金については、その償還額が累増していることを踏まえ、償還財源を確実に別枠として確保すること。

(4) 国庫支出金の改革

ア 国庫支出金の抜本的な改革

国庫支出金については、国と地方の役割分担を見直し、地方への権限及び税源の移譲を基本とした抜本的改革を進めることとし、国は速やかにその工程を明らかにすること。

それまでの間、国は首都圏特有の行政需要を考慮し、必要額を安定的かつ確実に確保するとともに、地方自治体の超過負担の解消を図ること。

また、地方自治体間の財政調整は地方交付税により行い、財政力指数に基づいて国庫支出金の補助率を変更する等の財政力格差の是正は行わないこと。

さらに、事務手続の簡素化など運用改善を図るとともに、国の関与は最小限とし、地方の自由度を高め、地域の知恵と創意が生かされる制度となるよう見直すこと。

なお、国と地方は対等・協力の関係にあることを踏まえ、国庫支出金の改革に当たっては、事業の規模等に関わらず、国の負担を一方的に地方に付け替えるような見直しは厳に慎むこと。

イ 基金事業の見直し

国庫支出金の廃止、地方への税源移譲が行われるまでの間、国からの交付金等により造成された基金事業については、事業の進捗状況などを踏まえ、地方の必要に応じた増額や、事業期間の延長を図るとともに、地方の裁量による主体的かつ弾力的な取組が可能となるよう、基金の造成を指定都市にも認めることなど、要件の見直しを行うこと。あわせて、事務手続の簡素化などの運用改善を図ること。

(5) 国直轄事業負担金の見直し

国直轄事業については、国と地方の役割分担を見直すこと。その上で、地方が行うべき事業は地方に権限と必要な税財源を移譲すること。なお、そのための具体的な手順等を盛り込んだ工程を早急に示すこと。

また、国直轄事業の実施や変更に当たっては、負担金を支出する地方自治

体の意見を確実に反映させるため、事前協議を法制化すること。

加えて、国は、地方が国に支出した国直轄事業負担金について、厳正な検査を行い、不適切な支出等があった場合は地方自治体に負担金を返還する仕組みを構築すること。

Ⅲ 道州制の議論に当たって

道州制の議論に当たっては、真に地方分権に資するものとなるよう、地方の意見を十分に尊重すること。

また、道州制の議論にとらわれることなく、権限移譲、義務付け・枠付けの見直し、地方税財源の充実・確保等の改革を一体的に進めること。

Ⅳ 国の財政規律の確立と地方税財源の拡充

地方は、厳しい財政状況の中、徹底した行財政改革を断行し、財政健全化に努めているが、国は、地方に比べて、これらの取組が不十分であると言わざるを得ない。

こうした中、国は、臨時財政対策債を継続するとともに、交付税総額の実質的な補填である地方法人税の税率を引き上げ、更なる地方税の国税化を行った。

国は、行財政改革による財政健全化に取り組むとともに、こうした国の財政難を地方にしわ寄せする制度については、財政状況にかかわらず見直しを行うべきであり、速やかに臨時財政対策債を廃止した上で、国において交付税総額の確保を図るとともに、地方の税財源の拡充に取り組むこと。

令和5年 月 日

内閣総理大臣 岸田 文雄 様

九都県市首脳会議

座長	神奈川県知事	黒 岩 祐 治
	埼玉県知事	大 野 元 裕
	千葉県知事	熊 谷 俊 人
	東京都知事	小 池 百合子
	横浜市長	山 中 竹 春
	川崎市長	福 田 紀 彦
	千葉市長	神 谷 俊 一
	さいたま市長	清 水 勇 人
	相模原市長	本 村 賢太郎

「令和5年 九都県市のきらりと光る産業技術」表彰企業一覧

	製品・技術の名称 企業名	製品・技術の概要
神奈川県	USB LTO データ保存システム「LT80H USB LTO8」 株式会社ユニテックス	USBで簡単にパソコンやデジタル機器に接続でき、240MB/sの高速データ転送で最大容量30TBのデータを保存可能なシステムである。大容量データの長期保存に最適なLTO(国際標準の磁気テープ規格)を活用しつつ、アーカイブソフトウェアと組み合わせることで、複数のメディアへの同時書き込みや、検索機能の高速化で、より使い勝手のよいデータ運用ができる。さらにオフライン環境でデータを保管するため安全性が保たれており、消費電力の大幅な低減により省エネ性能も兼ね備えている。
埼玉県	～環境に優しい半導体洗浄技術～ 「半導体洗浄用オゾン水生成装置」 エコデザイン株式会社	半導体製造における洗浄工程において、環境負荷を大きく低減する半導体洗浄用オゾン水生成装置である。従来の大量に薬品を使用、廃棄する洗浄方法と比較して、薬品使用量を72～95%削減できるため、環境負荷及びコストの低減に寄与する。 また、当該企業は特許取得済みの溶解方式をはじめ、ユニークな要素技術を持っており、半導体洗浄用オゾン水生成装置市場において国際的な競争力を有している。 現在、半導体の世界的なニーズの増大やSDGsの対応への要請に伴い、国内のみならず、台湾、中国など海外での受注も拡大している。
千葉県	14スピーカー内蔵チェアスピーカー オーディオハート株式会社	当製品は、14個のスピーカーをボールチェア内部に配置することで、映画館や劇場で採用されている迫力のある立体音響を再現するチェアスピーカーである。 ボールチェアの内部に音が留まることで周囲に音が拡散しない構造となっており、高い防音効果を実現しているため、騒音などの迷惑をかけることなく、快適な状況で音楽や音声を楽しむことができる。座り心地も高級車のように快適であり、長時間の映像鑑賞にも適している。 また、本体は三分割に分解が可能な組立て仕様となっていることから、搬入や設置も容易に行うことができる。
東京都	月面探査車「YAOKI(ヤオキ)」 株式会社ダイモン	月面開発で活躍する月面探査車である。 超軽量、超小型、高強度、確実走行できる点が特長である。重さは従来比の1/10の498g、大きさは従来比の1/50サイズの15×15×10cmで、手のひらに乗るほど小さい。双輪式のダンベル形状で、「七転び八起き」からの名前の由来のとおり、転んでも倒れても何度でも起き上がるができる。さらに100mの高さからの落下にも耐えられる強度を持ち、洞窟への投げ込み探査も可能である。 コストを抑えて月に送り込むことができるため、月面開発の着実な前進を実現していく。
横浜市	モジュール型 大容量再生型直流電源装置 pCUBEシリーズ x50 Mywayプラス株式会社	バッテリー、燃料電池、モータ、インバータ等の評価・試験を行うための1500V出力の再生型直流電源装置である。本装置は、業界最高クラスの精度、電流応答速度を実現しており、自動車・航空機・船舶・建機などの電動化、及び再生可能エネルギーの普及を支援する。 モジュール構造の設計を採用しており、電圧・電流・電力ラインナップの拡充が容易で、高性能かつ低価格に商品の提供が可能である。 オプションソフトウェアが充実しているため、容易にソフトウェアのカスタム対応ができ、様々な顧客のニーズに合った商品の提供が可能である。
川崎市	双方向テレビインターホン「触れないインターホン」 旭光通信システム株式会社	従来のインターホンへ感染リスクを考慮した「非接触ボタン」の搭載に加え、「映像」の機能を付与し、お互いの顔や状況を双方向で確認しながら通話ができる屋外防水型の高機能インターホンである。安全上の厳しい基準が求められる鉄道業界等において、独自の有線通信技術を活用し、長距離通話でも高音質・高音量を実現する等、通信ネットワークの安定性と信頼性に応えている。現在、スマートインターチェンジの普及にあわせて高速道路のETCレーンの出入口等に設置されており、今後は無人の鉄道駅等での活用にも力を入れていく。
千葉市	ホルター心電計用電極(防水) 株式会社アイ・メデックス	非常に高度な技術により、あらゆる環境で安全安心かつ長時間利用可能であり、心臓収縮などの生体信号を高精度で測定できる心電計(心電図の測定装置)用に使用される生体電極である。 防水機能、電磁波や静電気などのノイズの影響を受けない技術、皮膚への安全性の高さなどが特徴である。 本製品は医療分野において医師の正確な診断に寄与していることに加え、高い正確性、信頼性等から研究用、宇宙開発等の高い精度が求められる分野にも採用されている。
さいたま市	医療機器産業・航空機産業の更なる発展に不可欠な 「5軸加工の微細複雑形状部品加工」技術 株式会社金子製作所	金属、樹脂及びセラミックの精密微細加工を行う技術である。顧客の要望にあわせ、工程設計から組立まで、一貫した生産体制を確立している。 特に、ステンレス・チタン等の難削材や、薄肉・極小の部品に対する、多面傾斜加工といった複雑形状部品加工を得意とし、緻密な管理体制により、安定した部品供給が可能な点が特長である。 部品のわずかな異常が命にかかわる、医療機器・航空機産業でも当社の技術が数多く採用されており、医療機器品質ISO13485と航空宇宙品質JISQ9100の認証取得に裏付けされた高い技術力の提供を実現している。
相模原市	折紙工法ハニカム製造技術 城山工業株式会社	「折紙工法」を応用したハニカム材の製作技術である。スリットと折り曲げ位置を変え加工することで高さやハニカムのサイズを調整し、従来のハニカム材では対応できなかった翼型断面等の可変断面、曲面、斜めコアなど自由な形状を可能にした。一枚の平板から作成でき接着も必要としないためスクラップレスで環境にも優しく、強度を保持しながら軽量化・コストの低減を実現した。また、折り方で、透光性や遮光性、遮音性などの機能性を持たせたパーテーションなど、デザイン性と機能性の両立が求められる構造物としても利用されている。